

厚生労働省

組織の名称	健康・生活衛生局
所掌事務	保健所等を通じた地域保健の向上や糖尿病、がんなどの生活習慣病の対策を講じるとともに、適正な移植医療の推進を図り、国民一人一人の健康の向上に取り組んでいます。 また、食品衛生法等に基づき食品の安全確保による国民の健康の保護及び理・美容店などの生活衛生関係営業の振興策、シックハウス対策など、快適な生活環境の確保にも取り組んでいます。
組織の名称	総務課
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・健康・生活衛生局の所掌事務に関する総合調整に関すること。 ・保健医療に関する補助事業並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）及び児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の小児慢性特定疾病医療費の支給に関する規定を施行するため都道府県知事及び市町村長が行う事務についての監査に関すること。 ・原子爆弾被爆者に対する援護に関すること。 ・製菓衛生師に関すること。 ・健康・生活衛生局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。
組織の名称	指導調査室
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・保健医療に関する補助事業、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、難病の患者に対する医療等に関する法律及び児童福祉法の小児慢性特定疾病医療費の支給に関する規定を施行するため都道府県知事及び市町村長が行う事務並びに原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）を施行するため都道府県知事並びに広島市及び長崎市の長が行う事務についての監査に関すること。 ・原子爆弾被爆者に対する援護に係る予算の執行に関すること。 ・保健衛生施設等の施設及び設備の整備に係る予算の執行に関する事務の総括に関すること。 ・保健衛生施設（総務課の所掌に属するものに限る。）の施設及び設備の整備に係る予算の執行に関すること。 ・健康局の所掌に係る事務の実施状況の調査に関すること。
組織の名称	健康課
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・国民の健康の増進及び栄養の改善並びに生活習慣病に関すること。 ・食生活の指導に関すること。 ・衛生教育に関すること。 ・栄養士、管理栄養士及び調理師に関すること。 ・地域における保健の向上に関すること。 ・地方衛生研究所その他地方公共団体の衛生に関する試験検査研究施設に関すること。
組織の名称	がん・疾病対策課
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・がんその他の疾病の予防及び治療に関すること。 ・がんその他の悪性新生物対策に関する基本的な政策の企画及び立案並びに調整に関すること。 ・集団予防接種等の注射器の連続使用によるB型肝炎ウイルスの感染被害の対策に関すること。 ・社会保険診療報酬支払基金の行う特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に関すること。
組織の名称	肝炎対策推進室
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・肝炎の予防及び治療に関すること。

組織の名称	難病対策課
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病の予防及び治療に関すること。 ・児童福祉法の規定による小児慢性特定疾病医療費の支給等に関すること。 ・ハンセン病に関すること。

組織の名称	移植医療対策推進室
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・臓器の移植に関すること。 ・造血幹細胞移植に関すること。 ・疾病の治療に関する事務のうち、移植医療に関すること。

組織の名称	生活衛生課
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物衛生の改善及び向上に関すること。 ・埋葬、火葬及び改葬並びに墓地及び納骨堂に関すること。 ・理容師、美容師及びクリーニング師に関すること。 ・理容所、美容所、興行場、旅館、公衆浴場その他の多数の者の集合する場所及びクリーニング所の衛生に関すること。 ・公衆衛生の向上及び増進並びに国民生活の安定の観点からの生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和三十二年法律第百六十四号）第二条第一項各号に掲げる営業の発達、改善及び調整に関すること。 ・株式会社日本政策金融公庫の行う業務に関すること。 ・生活衛生の向上及び増進に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

組織の名称	食品監視安全課
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・飲食に起因する衛生上の危害の発生の防止に関する調査及び指導に関すること。 ・食品衛生法第五十一条第一項に規定する公衆衛生上必要な措置に関する基準に関すること。 ・食品衛生に関する施策に関する情報の提供及び国民からの意見の聴取に関すること。 ・食品衛生監視員に関すること。 ・食品等及び洗浄剤の衛生に関する取締りに関すること。 ・農薬が含まれ、又は付着している食品の飲食に起因する衛生上の危害の発生の防止に関すること。 ・食品衛生法第二十九条第一項に規定する製品検査並びに同項及び同条第二項に規定する検査施設に関すること。 ・食品及び添加物の衛生に関する輸出検査に関すること。 ・と畜場及び食鳥処理場の衛生の確保、と畜検査及び食鳥検査その他獣畜及び食鳥の処理の適正に関すること。 ・化製場その他これに類する施設の規制に関すること。

組織の名称	輸入食品安全対策室
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・飲食に起因する衛生上の危害の発生の防止に関する調査及び指導に関すること。 ・食品等及び洗浄剤の衛生に関する取締りに関すること。 ・農薬が含まれ、又は付着している食品の飲食に起因する衛生上の危害の発生の防止に関すること。 ・食品衛生法第二十六条第二項又は第三項の検査に関すること。

組織の名称	感染症対策部
所掌事務	平時から、感染症の特性の分析・把握、予防接種対策、検疫対策等について一体的に実施するとともに、感染症危機対応の業務に関する厚生労働省内の調整を行っています。

組織の名称	企画・検疫課
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症対策部の所掌事務に関する総合調整に関すること。 ・厚生労働省の所掌事務に係る感染症の発生及びまん延を防止するための対策に関する調整に関すること。 ・港及び飛行場における検疫に関すること。 ・販売の用に供し、又は営業上使用する食品等の輸入に際しての取締りに関する事務の調整に関すること。 ・感染症対策部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

組織の名称	感染症対策課
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・エイズ、結核その他の感染症の発生及びまん延の防止並びに感染症の患者に対する医療に関すること。 ・感染症により公衆衛生上重大な危害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処に関すること。

組織の名称	感染症情報管理室
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・エイズ、結核その他の感染症の発生及びまん延の防止並びに感染症の患者に対する医療に関する情報の管理に関すること。 ・感染症により公衆衛生上重大な危害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処に関する情報の管理に関すること。

組織の名称	予防接種課
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・予防接種の実施に関すること。 ・生物学的製剤（ワクチンに限る。）の生産及び流通の増進、改善及び調整に関すること。